

病気休暇と病気休職比較表

	病気休暇	病気休職
法的性質	職員が負傷又は疾病のために療養する必要な最小限の期限について、職員の申請に基づいて認められる 休暇	職員が職務を十分に果たすことができない場合に公務能率を維持することを目的としてなされる任命権者による 分限処分
期間	引き続き 90 日以内 ・規則別表 1 に定める難病 …引き続き 1 年以内 ・公務災害又は通勤災害によるもの …引き続き 1 年以内 ・生活習慣病（指定あり）、精神疾患によるもの…60 日以内で延長できる	休職を発令した日から引き続き 3 年を超えない範囲内において、これを更新することができる。
根拠	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例	地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号
背景	基本的には短期間の療養で回復する見込みがある。	回復に長期の療養を要する。
判断権者	服務監督権者である教育委員会 ※6 日を超えない場合は、校長専決となる場合が多い。	任命権者である高知県教育委員会 ※人事異動通知書あり
給料等	全額支給 ※勤務実績により支給される手当はなし ※通勤手当…月の全日を勤務しない場合はなし	・満 1 年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの 100 分の 80 が支給される。 ・無給となった場合共済組合から傷病手当金が支給される。（支給該当月のみ）
期末手当及び勤勉手当	◆勤勉手当の在職除算 病気休暇により勤務しなかった期間（週休日等を除く）を合算したものが 30 日を超える場合に、その勤務しなかった全期間	基準日（6/1、12/1）に該当する場合は不支給 ◆期末手当の在職除算 1/2 の期間 ◆勤勉手当の在職除算 全期間
昇給	基準期間（4/1～3/31）に勤務していない期間がある場合、昇給区分の決定基準あり ・1/2 以上の日数を勤務していない場合 ・1/6 以上の日数を勤務していない場合	
退職手当	除算なし	1/2 の期間除算 ※月の初日から末日までの全ての期間を含む月のみを算定

（注）公務災害や結核による場合は、この表によらない場合がある。

